

日本 GAP 協会 技術レター 2024 年 5 月号

JGF 技術レターについて

目的：ASIAGAP/JGAP 指導員、ASIAGAP/JGAP 審査員および認証農場・団体の皆さんが、ASIAGAP/JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：適した話題がある場合に不定期に発行します。

内容：日本 GAP 協会に寄せられた ASIAGAP/JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。

もくじ

- Q 1. 内部監査補佐役について (ASIAGAP) p.1,2
- Q 2. 農産物取扱い施設の照明飛散防止対策について (JGAP農産、ASIAGAP) p.2
- Q 3. 認証後の変更について (JGAP農産・畜産) p.2
- Q 4. アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施について (JGAP 畜産) p.2,3
- Q 5. アニマルウェルフェアの改善計画と改善に向けた取り組みについて (JGAP 畜産) p.3,4

Q 1. 内部監査補佐役について (ASIAGAP)

ASIAGAP内部監査補佐役について、総合規則では「内部監査員と同等の力量を要求する」となっていますが、内部監査員の要件をどの程度満たす必要があるのでしょうか。

A 1.

ASIAGAP内部監査員の要件は『ASIAGAP総合規則Ver.2.3改定第1版』12.1.2(1)で規定されています。ASIAGAP内部監査補佐役はこれらの要件である内部監査に関する知識およびASIAGAP審査員の要求事項と類似又は同等の教育、訓練、職務経歴について、ASIAGAP内部監査員から教育訓練を受け力量を確保していればよいとなります。例えばJGAP指導員基礎研修に合格し、他の研修は未受講の場合、ASIAGAP基礎差分研修および団体認証研修に該当する内容をASIAGAP内部監査員から教わり、内部監査の立会等により力量の確認を受けていればよいといえるでしょう。内部監査員による教育訓練内容について、日本GAP協会承認の研修と同等以上であることを確認する必要はありません。「ASIAGAP審査員の要求事項と類似又は同等の教育、訓練、職務経歴」については技術レター2021年4月号Q3をご覧ください

い。

Q 2. 農産物取扱い施設の照明飛散防止対策について（JGAP農産、ASIAGAP）

農産物取扱い施設の照明器具について、飛散防止対策はどの程度行うべきでしょうか。

A 2.

農産物取扱い施設の照明器具の飛散防止対策についてはリスク評価（JGAP2022 管理点 7.2a.(3)・7.3、ASIAGAP 管理点 17.6）を行い、リスクに応じた対応を取る必要があります。例えば、フォークリフトなどがぶつかり農産物に飛散する可能性が高い場合や農産物を取り扱うライン上にあるなどリスクが高いと考えられる場合は防護カバーを付けるなどの対策が必要と考えられますが、そのような可能性がなくリスクが低いと考えられる場合は特に追加の対策は不要と考えられます。ガラス製ではなく LED ランプのように樹脂製（ポリカーボネート等）のためリスクが低いと考えられる場合も同様です。

Q 3. 認証後の変更について（JGAP 農産・畜産）

認証後に農産物取扱い施設、サブサイト、団体のサイトを追加する際の審査は総合規則 10.12(2)において、書類審査または追加審査とありますが、書類審査になるか追加審査になるかはどのように判断されるのでしょうか。

A 3.

まずは認証機関において、書類審査がおこなわれます。書類審査の結果、認証機関が必要と判断した場合、現地での追加審査が行われる場合があります。

Q 4. アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施について（JGAP 畜産（2022_1 および 2022_2））

管理点 L1.5「アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施」では、安楽死の手段に関する取り組みだけ求めているのでしょうか。

A 4.

管理点 L1.5 「アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施」では、農林水産省の「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」に基づき、安楽死の手段のほか指針に記載されている下記のような内容にも配慮して取り組みましょう。

【取組例】

- ① 用いる道具や装置の手入れ及び調整
- ② 安楽死実施前の家畜の丁寧な取扱い
- ③ バイオセキュリティおよび安楽死後の死体の衛生的な処理
- ④ 作業者の安全性の確保

※「農場用 管理点と適合基準 2022_1」における農林水産省の「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」への対応については、通知文書 23JGF 第 174 号『アニマルウェルフェアの新指針「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」への対応』をご確認ください。
通知文書 URL : <https://jgap.jp/uploads/media/B1pBhJzwVAA>

Q 5. アニマルウェルフェアの改善計画と改善に向けた取り組みについて（JGAP 畜産（2022_1 および 2022_2））

管理点 L1.4 および L1.6 において問題があった項目について、

- ① 改善計画はどのような方法や内容で作成すればよいのでしょうか。
- ② 改善に向けた取り組みはどのような内容を求められるのでしょうか。（2022_2 のみ該当）

A 5.

- ① 改善計画は各農場の管理体制に適した方法および内容で作成しましょう。改善計画は改善目標を記載した簡単なものでも構いませんが、より農場をよくするために、必要に応じて、問題点を明確にし、実施者や実施時期についても記載することが望まれます。
- ② 改善に向けた取り組みの内容は改善計画の実行内容が基本となりますが、設備の問題等すぐに改善できない事項については、改善に向けた勉強会の開催、関連する研修会への参加、実際に取り組んでいる農場の話聞くなど、間接的な情報収集等も該当します。

【取り組み例】※取り組み例は参考です。内容や様式はこの限りではありません。

例 1 短期的な改善計画の場合【全畜種】

○問題点

アニマルウェルフェアに対する従業員の意識の定着不足により、家畜の移動時に従業員が大声を出して家畜を激しく追い立てていた。

○改善計画

早急に飼養管理責任者による全従業員の再教育や意識の醸成を行い、全従業員が常にアニマルウェルフェアに配慮した家畜の取扱いを実施する。

○改善に向けた取り組み

- ・ 問題発覚の翌日の朝礼でアニマルウェルフェアに配慮した家畜の接し方について改めて周知した。
- ・ アニマルウェルフェアについて、勉強会を開催した（○月○日）。
- ・ 各畜舎の責任者が従業員の家畜への接し方を定期的を確認し、問題がある場合、都度情報共有と改善指示を行うこととした。

例2 継続的な改善計画の場合【乳用牛】

○問題点

尻尾による牛体の汚染や作業者の怪我の防止等のために断尾を実施している。

○改善計画

飼養管理責任者と労働安全責任者が尻尾による牛体の汚染防止対策や尻尾への接触による作業者の怪我防止対策を検討し、対策を実行することで断尾を行わないようにする。

○改善に向けた取り組み

牛床管理の見直し、尻尾のトリミング技術の習得、作業時の尻尾の保定方法の検討を行い、牛体汚れの改善対策や適切な尻尾の保定法の見合わせを実施することとした。

例3 中～長期的な改善計画の場合【全畜種】

○問題点

今夏、猛暑により、従来の熱中症対策では不十分となり、家畜の熱中症が例年より多く発生した。

○改善計画

来夏までに扇風機を増設する。

○改善に向けた取り組み

- ・効果的な扇風機の設置方法（台数や設置角度、設置場所）を検討し、来年の7月までに増設することとした。
- ・扇風機の設置以外の暑熱対策の情報を得て、採用を検討した。

例4 長期的な改善計画の場合【乳用牛】

○問題点

運動スペースがなくかつ繋ぎ飼いのため運動させていない。

○改善計画

牛舎周囲の空きスペースを一部、運動場（パドック）として整備し、運動できるようにする。

○改善に向けた取り組み

- ・運動を取り入れている繋ぎ飼いの酪農場を視察した（○月○日）。
- ・牛舎周辺の一部をパドックとして整備し、当面、初妊牛と乾乳牛（一部）を日中、運動させることとした。
- ・2～3年後には、全頭が週2日程度、交代で運動できるよう、パドックを拡充する予定。

以上